マイナ保険証と 育児・介護に関する法改正

社会保険労務士法人リオ・パートナーズ 稲留有里子

本日のアジェンダ

1. マイナ保険証について

- ●マイナ保険証とは
- ●マイナ保険証の利用開始方法
- ●マイナ保険証をお持ちで無い方への対応
- ●労務担当者の対応ポイント

2. 育児・介護休業法の改正について

- ●法改正のポイント
 - ・育児休業給付金について
 - ・休暇・労働時間について
 - 柔軟な働き方について

マイナ保険証について

マイナ保険証とは

現行の健康保険証は2024年12月2日で新規発行を終了マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行します

データに基づいた より良い医療を 受けられる

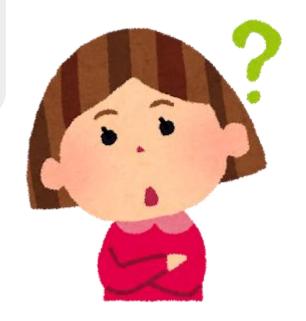
各種手続きの利便性向上

マイナ保険証についてよくある疑問



マイナンバーカードは持っているけど **そのまま保険証として使えるの?**

マイナンバーカードを持っていないと 健康保険が使えなくなるの?



※イラスト出典:いらすとや

疑問 その①



マイナンバーカードは持っているけどそのまま保険証として使えるの?



事前にマイナンバーカードの 健康保険証登録が必要です

マイナ保険証の利用開始方法

利用開始にあたり、事前に2つの手続きが必要です

STEP1

マイナンバーカードを申請

- 申請方法
 - ① オンラインで申請
 - ② 郵便で申請
 - ③ 証明写真機から申請



STEP2

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

- 利用登録方法
 - ① 医療機関の受付で行う
 - ② マイナポータルから行う
 - ③ セブン銀行ATMから行う





STEP3

病院・薬局の窓口で 受付をする

- 受付方法
 - ① カードリーダーに置く
 - ② 本人認証を行う
 - ③ 各種情報提供の同意選択をする

受付

※イラスト出典:いらすとや

疑問 その②



マイナンバーカードを持っていないけど、健康保険が使えなくなるの?



マイナ保険証をお持ちでない方への対応

2024年12月1日時点で健康保険証をお持ちの方

- お持ちの保険証は、最長で1年間(2025年12月1日まで)使用可能です
 - その間に退職等で資格を喪失した場合は無効となります
 - 有効期限は、ご加入の健康保険組合または国民健康保険によって異なります。詳しくはお勤め先の労務 担当者へご確認ください
- 順次「資格確認書」が発行されます。医療機関等で「資格確認書」を提示することで従来通りの保険診療を 受けられます。

2024年12月2日以降に新しく健康保険の資格を取得する方

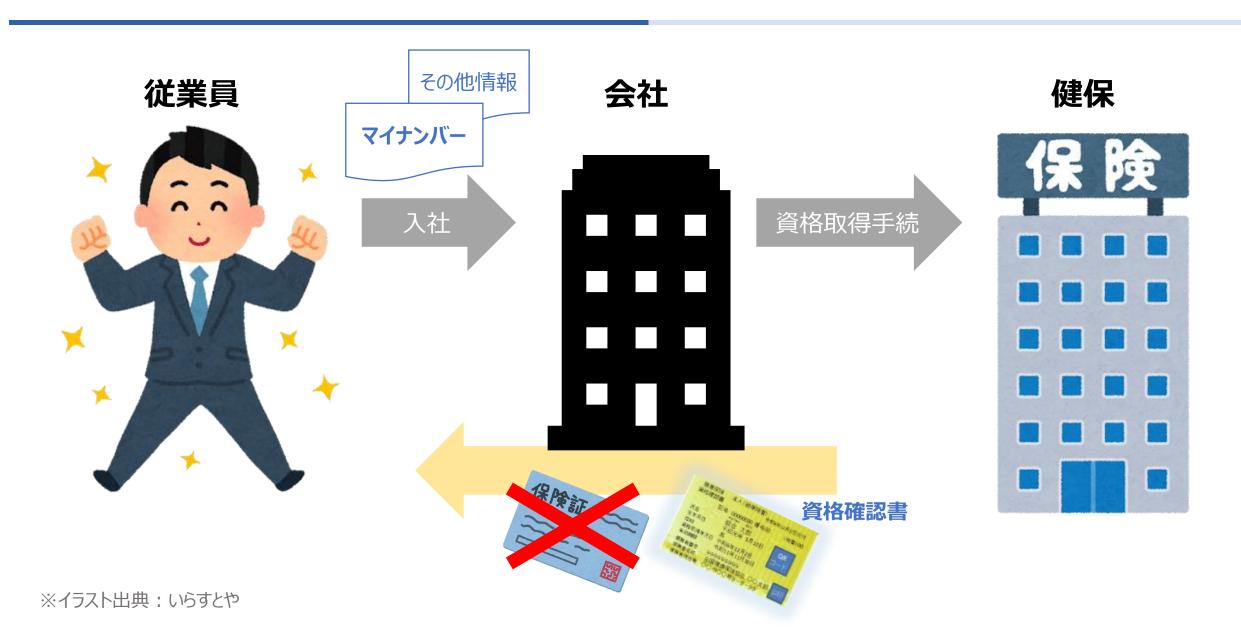
- ■「資格確認書」が発行されます。医療機関等で「資格確認書」を提示することで従来通りの保険診療を受けられます。
 - 資格取得時に「資格確認書」の発行の申請が必要な場合があります。詳しくはお勤め先の労務担当者 へご確認ください



変更のポイント《マイナ保険証をお持ちの方》



変更のポイント《マイナ保険証をお持ちでない方》



労務担当者の対応ポイント

制度の理解

- マイナ保険証の概要の理解
- 制度移行後の社保手続きの 確認
- 健保組合による個別の対応 の確認

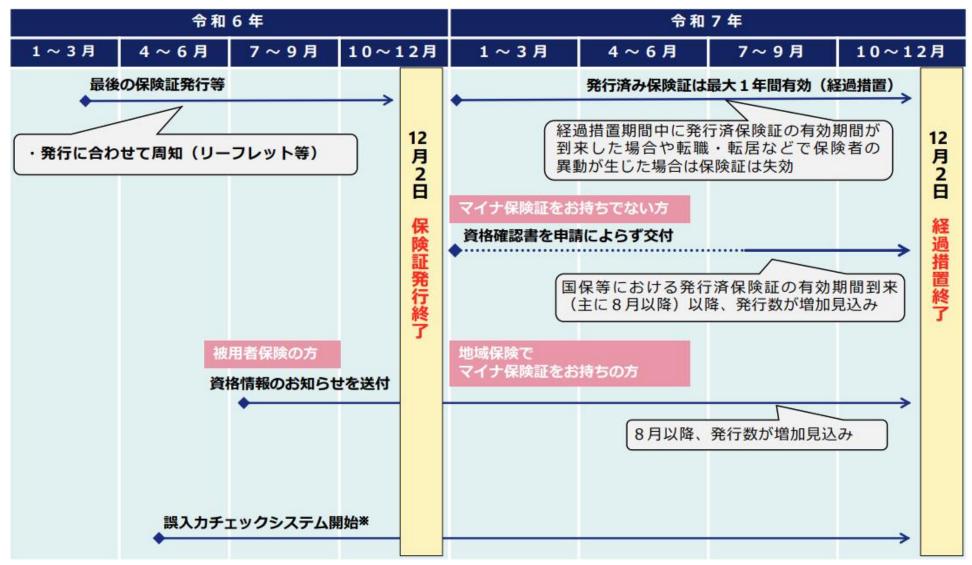
従業員へ周知

- 2024年12月までにマイナ保険証の概要の周知
- 2025年12月までを目途に社内手続き変更の周知

業務フロー見直し

- 手続き上の変更点洗い出し
- 申請の電子化
- 制度移行対応のスケジュール 策定

移行スケジュール例



※出典:厚生労働省 保険局 https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001193993.pdf

育児・介護休業法の 改正について

育児・介護休業法の改正について

育児や介護について、より手厚いサポートを受けられるようになります

子育でに係る経済的支援強化

共働き・共育で 支援 子育て世帯への支援の拡充

育児休業給付金

休暇・労働時間、柔軟な働き方

育児休業給付金について《2025年4月1日施行予定》

従来の育児休業給付金に加え、2つの新たな給付金が創設されます

継続

育児休業給付金

• 育児により休業している間、**月収 (休業前の6カ月分を平均した標準報酬月額) の67%**を給付

新設①

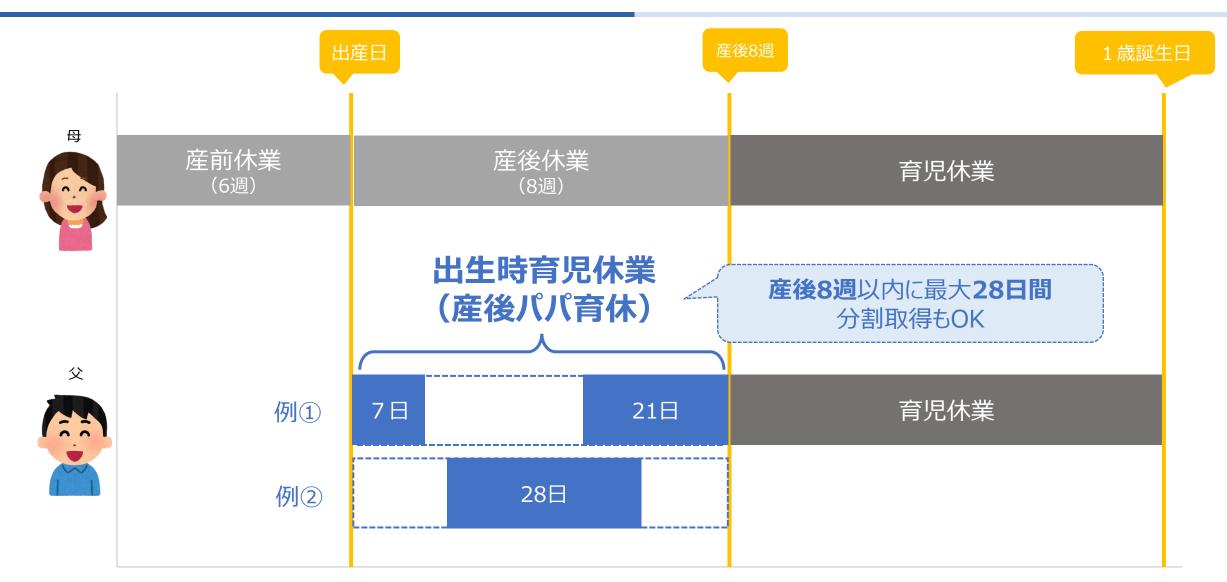
出生時育児休業支援給付金

• 両親ともに14日以上育児休業を取得した場合に、通常の育休給付金に加えて 最大28日間、**月収 (休業前の6カ月分を平均した標準報酬月額) の13%**を給付 合計して**月収の80%**を **両親ともに最大28日間** 受給できる

※約1か月分の手取り相当

- ◆ 補足:男性の育休について
 - 「出生時育児休業」・・・出産から8週間以内の期間で、最大28日間取得できる。(女性の産後休業に相当)
 - 「(通常の)育児休業」・・・出産から8週間以降の期間で、最大で子が1歳になる前日まで取得できる (女性と同じ)

補足:出生時育児休業について



※イラスト出典:いらすとや

育児休業給付金について

《2025年4月1日施行予定》

現状の育児休業給付金に加え、新たな給付金が創設されます

継続

育児休業給付金

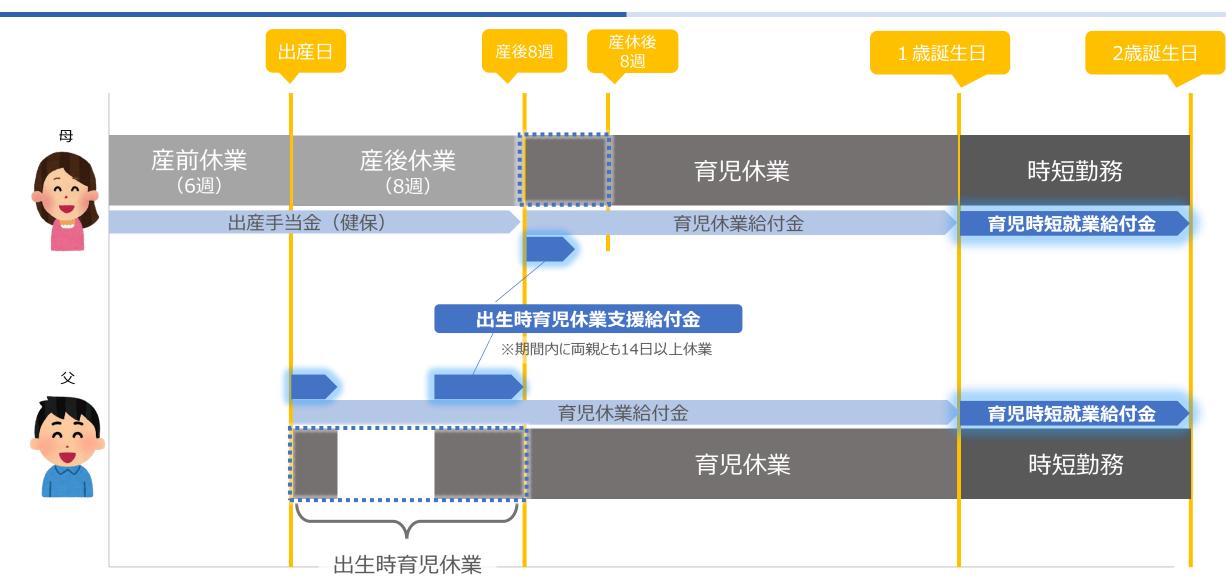
• **育児により休業している間**、月収(休業前の6カ月分を平均した標準報酬月額)の67%を給付

新設②

育児時短就業給付金

・ 子供が2歳になるまでの間、時短勤務者に、時短勤務中の月収の10%を給付 ※ただし、時短の給与+給付金で、所定労働時間で勤務した場合の収入は超えないように調整 育児休業中だけでなく **育休取得後に** 時短勤務をしている間も 受給できる

育児休業給付金 改正のポイント



※イラスト出典:いらすとや

休暇・労働時間について《2025年4月1日施行予定》

育児・介護等のためのお休みが取りやすい制度になります

育児のための残業免除

3歳未満の子を養育する労働者は、 残業免除を受けることが可能

対象拡大

小学校就学前の子

現

改

を養育する労働者は、残業免除を 受けることが可能

子の看護休暇

【対象】 小学校就学前の子 【事由】 病気、けが、予防接種・健康診断

対象拡大

【対象】 小学校3年生までの子 【事由】 感染症に伴う学級閉鎖等 入園(入学)式、卒園式 を追加

介護休暇

勤続6カ月未満の労働者は、 介護休暇を取得できる対象から 除外することができる

要件緩和

勤続6カ月未満の労働者を 除外する要件を撤廃

柔軟な働き方について

育児中の従業員がより柔軟に働ける制度の整備が義務付けられます

《2025年4月1日施行予定》

● 3歳までの子を養育する労働者に対し会社が講じる措置として「テレワーク」追加

《2025年10月1日施行予定》

● <u>3歳~小学校就学前の子</u>を養育する労働者へ、柔軟な働き方を実現するための措置を義務化(下記から2つ以上選択)

時差出勤・フレックス

テレワーク

短時間勤務

保育所設置

新たな休暇付与

その他

● 仕事と育児の両立に関する意向確認・配慮の義務化

柔軟な働き方について



※出典:厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf

ご清聴いただき ありがとうございました。